

龍ヶ崎市商工会 会費徴収基準

○個人事業所

等級	雇用従業員数	口数	月額（円）	年額（円）
4	0～4人	5	1,000	12,000
3	5人～9人	7.5	1,500	18,000
2	10人～14人	10	2,000	24,000
1	15人以上	15	3,000	36,000

*①会費は1口200円として、5口以上を納入するものとする。

*②アルバイト・パートは雇用従業員とする。（家族従業員は除く）

*③会費の査定は会長との協議により定めるものとする。

*④平成21年4月1日より準用する。

○法人会員

等級	雇用従業員数	口数	月額（円）	年額（円）
5	0～4人	5	1,000	12,000
4	5人～9人	10	2,000	24,000
3	10人～14人	15	3,000	36,000
2	15人～19人	20	4,000	48,000
1	20人以上	25	5,000	60,000

*①会費は1口200円として、5口以上を納入するものとする。

*②アルバイト・パートは雇用従業員とする。（家族従業員は除く）

*③会費の査定は会長との協議により定めるものとする。

*④平成21年4月1日より準用する。

○中・大型店等

等級	店舗面積（㎡）	口数	月額（円）	年額（円）
5	300～500未満	25	5,000	60,000
4	500～1,500未満	50	10,000	120,000
3	1,500～5,000未満	75	15,000	180,000
2	5,000～10,000未満	100	20,000	240,000
1	10,000以上	200	40,000	480,000

*①会費は1口200円とし、25口以上を納入するものとする。

*②会費の査定は会長との協議により定めるものとする。

*③平成21年4月1日より準用する。